

第2次太田市人権教育・啓発に 関する基本計画

〈概要版〉



◎ 基本理念

権利の尊重が世界共通の行動基準とされていることを踏まえ、あらゆる場を通じて、市民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得し行動することができるようにすることを基本理念とします。

太 田 市

基本的な考え方

◎ 策定の背景

太田市では、2008（平成20）年3月に「太田市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、さまざまな施策を実施してきました。しかし計画策定から11年が経過する中、人権問題の多様化や複雑化をはじめ、社会経済情勢の変化に伴い新たな問題も生じてきています。そこで、これまでの成果と課題を踏まえ、より一層効果的な施策の推進を図るため、この度「第2次人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

◎ 目標

市民一人ひとりが人権の大切さを認識し、日常生活のさまざまな場面で実践に結びつけ、基本的人権の確立を目的に、あらゆる場と機会を通して、効果的な方法で人権教育・啓発を推進していくことを本計画の目標とします。

◎ 位置づけ

「人権教育のための国連10年太田市行動計画」、「太田市人権教育・啓発に関する基本計画」を引き継ぎ、また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び、群馬県の「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」それぞれの趣旨を踏まえ、今後の人権教育・啓発を総合的に推進することをめざし、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき策定するものです。

人権教育・啓発の推進

◎ 人権教育の推進

家庭、学校、地域社会が一体となり、生涯教育の視点に立って、幼児期（就学前）からの発達段階を踏まえ、学校教育と社会教育との連携を図りつつ、地域の実情に応じた人権教育を推進します。



● 学校教育の推進 ●

本市の教育行政方針は、人権にかかわる問題を正しく理解・認識させるため、人権教育の充実を掲げています。人間尊重の精神を培い、個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養い、偏見や不合理な差別をなくすための指導の徹底を図ります。

- ①全教育活動を通じた計画的な人権意識の高揚
- ②互いのよさを認め合える常時指導の充実
- ③家庭・学校・地域が連携した人権教育の充実

● 社会教育の推進 ●

地域社会は、人と人との出会いを通じ、よりよい生き方を学ぶ大切な教育の場であり、実践する場でもあります。地域社会におけるさまざまな機会を活用し、地域の生活課題と人権問題を効果的に結びつけるなど、地域の実情を踏まえた人権教育の推進に努めます。行政センター・公民館等の社会教育や福祉施設等を拠点とした、行政、社会教育関係団体、NPO等との広範な人権教育ネットワーク化の推進に努めます。

- ①家庭教育の充実
- ②生涯学習機会の提供
- ③地域が一体となった人権教育の推進

◎ 人権啓発の推進

すべての市民一人ひとりが、人権の尊重された社会の確立に向けて、人権問題を自分のこととして捉え、豊かな人権感覚を育てていくための人権啓発の推進に努めます。

● 市民への人権啓発 ●

人権啓発にあたっては、市民一人ひとりが、人権を自分の問題として捉えなおし、基本的人権の尊重やさまざまな人権問題に関する正しい知識を習得するとともに、多様な価値観や考え方を身につけることができるよう、学習機会の提供や身近な課題を取り上げるなど、効果的な手法で啓発活動の推進に努めます。

- ①学習機会の提供
- ②関係団体等との連携による啓発活動の充実

● 企業等への人権啓発 ●

企業や団体は、多くの人々とかかわって活動しており、社会に対して大きな影響を与えていることから、その活動には環境や人権への配慮など社会的に責任があるとされています。企業等の活動が基本的人権に配慮したものとなるよう、教育・啓発に努めます。

- ①企業等の支援
- ②就職・職業の機会均等の確保

さまざまな分野における人権課題に対する施策

人権分野	施策の基本的方向
1 女性	①男女共同参画社会への促進 ②個人の尊重と男女平等意識の定着 ③女性に対する暴力の根絶
2 子ども	①健やかな成長への取り組み ②いじめや不登校・虐待防止
3 高齢者	①意識改革 ②権利擁護 ③保健福祉サービスの充実
4 障がいのある人たち	①人権を尊重する教育・啓発の推進 ②共生社会実現のための取り組み
5 同和問題	①人権を尊重する教育・啓発の推進 ②差別のない社会実現のための取り組み
6 外国籍の人たち	①相互理解の促進 ②コミュニケーション支援の充実 ③多文化共生社会の実現に向けた教育の推進
7 HIV感染者・ハンセン病患者等	正しい知識と理解を深めるための啓発活動
8 犯罪被害者等	支援体制の充実・教育や啓発の推進
9 インターネットによる人権侵害	情報教育の充実と理解
10 性的指向・性自認	啓発活動の充実・教育の推進
11 さまざまな人権問題 ・刑を終えて出所した人 ・ホームレス ・北朝鮮当局により拉致された被害者等 ・アイヌの人々 ・災害被災者 ・人身取引	教育と啓発の推進

人権にかかわりの深い職業従事者への施策の推進

市民一人ひとりが尊重され、差別されることなく、明るく住みよい社会にするためには、すべての人たちが人権感覚を高めることが大切です。

人権にかかわりの深い職業に従事する者に対して、人権啓発・教育の充実に努めます。

1. 市職員等
2. 教職員・社会教育関係者
3. 医療・保健福祉関係者
4. マスメディア関係者

計画の推進

- 人権尊重のまちづくりをめざし、全庁体制で取り組み、市政のあらゆる分野で人権教育・啓発に係る施策を推進します。
- 国・県・他市町村と連携・協働を図り民間団体や企業、関係団体と相互に情報や機会の提供に努め、相談支援に関する施策の充実に努めます。
- この基本計画は、国や県及び本市の実情や状況変化等に的確に対応するものとし、必要に応じて見直すこととします。



発行：太田市
編集：市民生活部 市民そうだん課
〒373-8718 太田市浜町2番35号
TEL 0276-47-1111
FAX 0276-47-1866
URL 015100@mx.city.ota.gunma.jp
発行年月：平成31年3月